

広告掲出基準

アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
代表 公益財団法人新潟県都市緑花センター

1 広告主の選定

社会的信用及び知名度を考慮のうえ選定するものとする。

※ 掲出禁止事例

- ①金融 商工ローン、消費者金融等
- ②宗教 宗教法人及び宗教的意図のあるもの
- ③政治 政治結社及び政治的意図のあるもの
- ④その他 風俗産業等

2 広告内容等の要件

- (1) 法令に準拠し、虚偽・誇大な表現でないものであること。
- (2) 公衆に不快感を与えないものであること。
- (3) 施設的美観を優先し、公共施設にふさわしいものであること。
- (4) 「商品名」、「企業名」及び「ロゴマーク」を基本とし、1箇所1表現を原則とする。ただし、複数表現を希望する場合は、別途内容等を検討し、その可否を判断するものとする。
- (5) カラーについては板面を含めて4色までとする。ただし、板面による光の乱反射等によって競技、観戦等に支障を来す恐れのある印刷・塗装仕上げ等は禁止する。

3 掲出に際する審査

掲出に際しては、事前に指定管理者の審査を受け、承諾を受けるものとする。